



## 有機溶剤等使用の注意事項の掲示の内容が一部変更(平成 27 年 1 月 1 日から)

有機溶剤中毒予防規則では、事業者は、屋内事業場等で有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、有機溶剤等使用の注意事項について、労働者が見やすい場所に掲示しなければなりません。

平成 27 年 1 月 1 日より、有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置に関して、掲示内容が変更となりました。

### (改正後の表示例)

有機溶剤等使用の注意事項	
一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状	(1) 頭痛 (2) けん怠感 (3) めまい (4) 貧血 (5) 肝臓障害
二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項	(1) 有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ず、ふたをすること (2) 当日の作業に直接必要のある量以外有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさげること (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること
三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置	(1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること (2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保すること (3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと (4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと

## 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令案の概要

平成 26 年 8 月 21 日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会における審議会の答申を踏まえ、特定芳香族アミンを生ずるアゾ化合物について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令(昭和 49 年政令第 334 号)を改正し、新たに有害物質として指定することとなりました。また、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則(昭和 49 年厚生省令第 34 号)を改正し、特定芳香族アミンを生ずるアゾ化合物の対象家庭用品及び基準を定めるとともに、トリフェニル錫化合物、トリブチル錫化合物及びホルムアルデヒドの基準の一部改正も行われます(交付は平成 27 年 3 月予定、施行は平成 28 年 4 月 1 日予定)。



## 廃棄物処理のエボラ出血熱対策

平成 26 年 10 月 29 日に環境省より、各都道府県知事・各政令市市長宛に「廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について」が通知されました。

エボラウイルスをはじめとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物等の処理に関して、適正な処理の確保のため、産業廃棄物処理業者、医療関係機関、各市町村等に対し、感染防止に万全を期すよう周知徹底を求めています。



## 水銀廃棄物適正処理対策案取りまとめ

中央環境審議会循環型社会部会の水銀廃棄物適正処理検討専門委員会は、「水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」(案)の議論を行いました。

水銀廃棄物は、①廃金属水銀等 ②水銀汚染物 ③水銀添加廃製品の三分類とし、②水銀汚染物については更に細分類しました。

また、①廃金属水銀等は特管産廃に指定し、収集運搬や保管、処理、処分方法について水銀の性質を考慮した上乘せ基準の設定を示しています。

同案は、同会での検討結果を踏まえ、循環型社会部会での審議後、パブリックコメントの実施が予定されています。



## 下水道法施行令の一部を改正する政令

平成 26 年 12 月 1 日に、下水道法施行令の一部を改正する政令が施行となりました。これに伴い、特定事業場から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に含まれるカドミウム及びその化合物に係る排水基準を強化することとなりました。

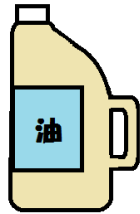
現行基準	新基準
0.1mg/L	0.03mg/L

## ☆☆☆☆食用油と燃料油☆☆☆☆

一言で「油」といっても、食用油や燃料油、機械油など様々な用途で分けられています。

また、植物油のように可燃性で室温だと液体の油と、動物脂のように可燃性で室温だと固体の脂を総称して「油脂」といいます。

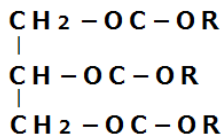
ところが、同じ油であるはずの食用油は食べることができても、燃料油や機械油は食べることができません。



一般的な食用油脂は、脂肪酸とグリセリンが結合したものでできています。脂肪酸とは炭素と水素からできている長鎖炭化水素にカルボキシ基が結合した分子で、この脂肪酸分子3つが1つのグリセリン分子に結合したものが食用油脂の分子となります。油脂を食べると、胆嚢と膵臓の働きによって油脂分子が十二指腸で脂肪酸分子とグリセリン分子に分解、小腸で吸収されます。

これに対して燃料油や機械油等の鉱油は、炭化水素が主成分となっており、人間は栄養として消化することができないため、食べることができません。

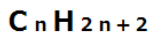
### 食用油



Rはアルキル基  
(炭素鎖に水素が結合した炭化水素)



### 食用できない油

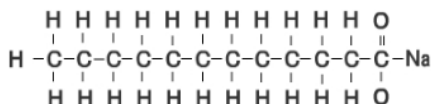


パラフィン系炭化水素



さて、脂肪酸のカルボキシ基に結合している水素イオンの代わりにナトリウムイオンが結合すると石鹸になります。また、一般的な石鹸は水に溶かして使用することが多いですが、病院や介護現場では、水を使用しなくても使えるドライシャンプーやなども利用されています。

### ラウリン酸石鹸の構造式



## ★食品異物混入について★

昨今、食品クレームの問題が相次ぎ、一般消費者は食品の安全性に不安を抱いており、製造者は確かな品質管理が求められています。

弊社では異物調査に関して、長年培った経験と蓄積された情報から、お客様に迅速かつ的確な報告・アドバイスを提供しています。

異物調査のプロセスは以下の通りです。

### 1. 異物発見

発見時の異物状況、周囲の様子、発見に至るまでの経緯は、後の分析及び発生源の解明に重要であり、異物は出来る限り発見時の状態を保持又は写真に残す。

### 2. 現品、現場の観察

製造過程、材料の詳細チェック。

### 3. 分析

異物成分、材質の明確化により、発生源や発生メカニズムに至る解明に直結する場合もある。

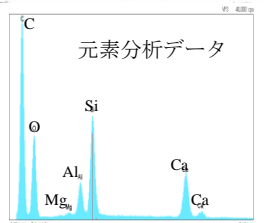
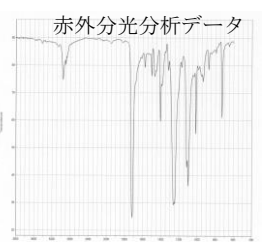
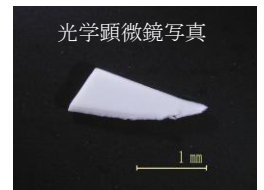
### 4. 現品、現場の検証

分析結果が発生源に直結した場合を除き、結果と同じ成分の原材料/包装/容器、製造工程に類似する物質、材料/部材の洗出し。工業材料や機械部材には、品質表示/成分表/規格があるので活用する。それらが得られない場合、発生源と疑わしきものを3.同様に分析/照合をする。

### ＝食品混入異物分析事例＝

異物は白色のプラスチック片で、赤外分光分析の結果PBT(ポリブチレンテレフタレート)樹脂と判定されました。更に元素分析の結果、異物には補強材として多量のガラス繊維(成分: Si, Ca, Al, Mg, O等)が含まれることが判りました。

樹脂成分だけではなく添加成分まで解析することで、異物の由来や混入経路を探るための情報量が増します。予想される材料を対照品として同時に分析する場合には、できるだけ多くの情報収集・照合をする必要があります。



本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

Tel 027-372-5111 Fax 027-372-5001

リサーチセンター 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町 379-5

Tel 0276-56-1277 Fax 0276-56-1266

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 [info@get-c.co.jp](mailto:info@get-c.co.jp) リサーチセンター [host@get-rc.jp](mailto:host@get-rc.jp)

